

輪島市穴水町環境衛生施設組合工事請負等業者選考委員会規則

(平成 21 年 9 月 11 日規則第 6 号)

(設置)

第 1 条 本組合の建設工事、調査設計業務、建物の管理業務の請負及び物品の購入等(以下「工事等」という。)の適正な施行を図るため、輪島市穴水町環境衛生施設組合工事請負等業者選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(選定)

第 2 条 工事等を請負させようとするときは、事務局長(以下「局長」という。)は、委員会に対し工事等請負候補者(以下「候補者」という。)の選定を求めなければならない。ただし、軽易なものの請負に係るものについては、省略することができる。

(職務)

第 3 条 委員会において審議する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 候補者の資格審査
- (2) 候補者の選定
- (3) 指名停止に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

(組織)

第 4 条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副組合長
 - (2) 局長
 - (3) 管理課長
- 2 前項の規定にかかわらず、必要により委員会に次に掲げる者を加えることができる。
- (1) 当該工事等の予算を所管する会計管理者
 - (2) 前号に掲げるもののほか、委員長において必要と認める者
- (委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、副組合長をもってこれに充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を処理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、局長がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席で成立する。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(秘密の保持)

第 7 条 委員会の審議は、公開しないものとし、会議に出席した者は、審議内容について秘密を厳守しなければならない。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則 (平成21年9月11日規則第6号)
この規則は、公布の日から施行する。